

## 第 4 8 9 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 一 覧

R 6 . 3 . 6 追 加 提 案 分

区 分		議 案 名
		議 案 No.
議 案 (25件)	予 算 案 (20件)	6 1
		6 2 ～ 7 4
		7 5 ～ 8 0
		6 1
		6 2 ～ 7 4
		7 5 ～ 8 0
		8 1
		8 2
		8 3

  

<b>令和 5 年度 島 根 県 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 10 号 )</b>	
<b>令和 5 年度 島 根 県 公 債 管 理 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 )</b> <b>外 1 2 特 別 会 計 補 正 予 算</b>	
6 2 公債管理	6 3 証紙
6 5 市町村振興資金	6 6 あさひ社会復帰促進センター診療所
6 7 国民健康保険	6 8 母子父子寡婦福祉資金
6 9 農林漁業改善資金	7 0 中小企業近代化資金
7 1 中小企業制度融資等	7 2 中海水中貯木場
7 4 県営住宅	7 3 臨港地域整備

  

7 5 病院	7 6 電気	7 7 工業用水道	7 8 水道
7 9 宅地造成	8 0 流域下水道		

  

8 1	<p><b>島根県退職手当基金条例</b> 地方公務員の定年引上げに伴う退職手当の年度間における財源を調整するための基金を設置</p> <p style="text-align: right;">施行日：公布の日</p>
8 2	<p><b>島根県県税条例の一部を改正する条例</b> 令和 6 年度 税制改正による 地方税法 の改正に伴う 所要の改正</p> <p>①住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率（本則 4 %）を 3 % とする特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで延長</p> <p>②その他規定の整理</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和 6 年 4 月 1 日</p>
8 3	<p><b>島根県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</b> 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の改正に伴う規定の整理</p> <p style="text-align: right;">施行日：公布の日</p>

区 分	議 案 名		
	議案No.		
条例案 つづき	8 4	<b>島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例</b> 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行等に伴う関係条例の所要の改正	
		改正内容	
		①管理者の兼務範囲の明確化 ②身体的拘束等の適正化の推進（一部経過措置あり。） ③介護現場の生産性向上の取組を推進するための委員会の設置（経過措置あり。） ④生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の緩和 ⑤口腔衛生の管理の強化（経過措置あり。） ⑥協力医療機関との連携体制の構築（経過措置あり。） ⑦新興感染症の発生時等の対応を行う医療機関との連携 ⑧福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る基準の改正 ⑨過疎地域等に所在する小規模介護老人福祉施設等に係る人員配置基準の緩和 ⑩居宅療養管理指導に係る虐待の防止及び業務継続計画の策定等に係る経過措置期間を3年間延長 ⑪その他基準等の改正及び規定の整理	
		改正対象条例	改正内容
		島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	①～⑧及び⑪
		島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	①～⑧及び⑪
		島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	①、⑥、⑦及び⑪
		島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	①、⑥、⑦及び⑪
		島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	③、⑥、⑦、⑨及び⑪
		島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	①、③、⑥、⑦、⑨及び⑪
島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	①、③、⑥、⑦及び⑪		
島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	①、③、⑥、⑦及び⑪		
島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	⑩		
施行日：令和6年4月1日 （①の一部及び②の一部は令和6年6月1日、⑪の一部は公布の日、令和6年6月1日及び令和7年4月1日）			

区 分	議 案 名																													
	議案No.																													
条例案 つづき	85	<p><b>島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例</b></p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令等の施行に伴う関係条例の所要の改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①サービス提供に当たっての利用者等の意思決定の支援に係る配慮</td></tr> <tr><td>②生活介護等の人員配置基準に言語聴覚士を追加</td></tr> <tr><td>③通所リハビリテーション事業者等の共生型自立訓練（機能訓練）等の提供に係る基準の整備</td></tr> <tr><td>④就労選択支援の創設に伴う規定の整備</td></tr> <tr><td>⑤指定共同生活援助事業者等に係る地域連携推進会議の設置（経過措置あり。）</td></tr> <tr><td>⑥新興感染症の発生時等の対応を行う医療機関との連携</td></tr> <tr><td>⑦指定障害者支援施設における地域移行等意向確認等に関する指針の作成（経過措置あり。）</td></tr> <tr><td>⑧児童発達支援の一元化等に伴う規定の整備（経過措置あり。）</td></tr> <tr><td>⑨指定障害児入所施設における移行支援計画の作成</td></tr> <tr><td>⑩その他基準等の改正及び規定の整理</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正対象条例</th> <th>改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</td> <td>①～⑥及び⑩</td> </tr> <tr> <td>島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</td> <td>①、②、⑤～⑦及び⑩</td> </tr> <tr> <td>島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</td> <td>①、②、④及び⑩</td> </tr> <tr> <td>島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</td> <td>①、②、⑤～⑦及び⑩</td> </tr> <tr> <td>島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</td> <td>①、⑧及び⑩</td> </tr> <tr> <td>島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</td> <td>①、⑥、⑨及び⑩</td> </tr> <tr> <td>島根県児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例</td> <td>⑧及び⑩</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：令和6年4月1日 （④及び⑩の一部は、政令で定める日又は公布の日のいずれか遅い日）</p>	改正内容		①サービス提供に当たっての利用者等の意思決定の支援に係る配慮	②生活介護等の人員配置基準に言語聴覚士を追加	③通所リハビリテーション事業者等の共生型自立訓練（機能訓練）等の提供に係る基準の整備	④就労選択支援の創設に伴う規定の整備	⑤指定共同生活援助事業者等に係る地域連携推進会議の設置（経過措置あり。）	⑥新興感染症の発生時等の対応を行う医療機関との連携	⑦指定障害者支援施設における地域移行等意向確認等に関する指針の作成（経過措置あり。）	⑧児童発達支援の一元化等に伴う規定の整備（経過措置あり。）	⑨指定障害児入所施設における移行支援計画の作成	⑩その他基準等の改正及び規定の整理	改正対象条例	改正内容	島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	①～⑥及び⑩	島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	①、②、⑤～⑦及び⑩	島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	①、②、④及び⑩	島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	①、②、⑤～⑦及び⑩	島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	①、⑧及び⑩	島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	①、⑥、⑨及び⑩	島根県児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例	⑧及び⑩
改正内容																														
①サービス提供に当たっての利用者等の意思決定の支援に係る配慮																														
②生活介護等の人員配置基準に言語聴覚士を追加																														
③通所リハビリテーション事業者等の共生型自立訓練（機能訓練）等の提供に係る基準の整備																														
④就労選択支援の創設に伴う規定の整備																														
⑤指定共同生活援助事業者等に係る地域連携推進会議の設置（経過措置あり。）																														
⑥新興感染症の発生時等の対応を行う医療機関との連携																														
⑦指定障害者支援施設における地域移行等意向確認等に関する指針の作成（経過措置あり。）																														
⑧児童発達支援の一元化等に伴う規定の整備（経過措置あり。）																														
⑨指定障害児入所施設における移行支援計画の作成																														
⑩その他基準等の改正及び規定の整理																														
改正対象条例	改正内容																													
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	①～⑥及び⑩																													
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	①、②、⑤～⑦及び⑩																													
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	①、②、④及び⑩																													
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	①、②、⑤～⑦及び⑩																													
島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	①、⑧及び⑩																													
島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	①、⑥、⑨及び⑩																													
島根県児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例	⑧及び⑩																													